新潟	0.974	0.917	0.985		
富山	0.978	0.966	1.004		
石川	0.982	0.850	1.007		
福井	0.996	0.905	1.019		
山梨	1.012	0.938	0.995		
長野	1.003	0.970	1.004		
岐阜	1.002	0.940	1.023		
静岡	0.998	0.970	0.997	1.061	
愛知	1.000	1.066	1.014		
三重	1.006	1.011	0.998		
滋賀	1.017	1.014	1.016		
京都	1.001	1.022	1.011		
大阪	0.987	1.026	0.930		
兵庫	1.022	1.067	1.032		
奈良	1.021	1.021	0.998		
和歌山	1.001	0.953	0.983		
鳥取	0.988	0.971	0.995		
島根	0.970	0.827	0.986		
岡山	0.994	0.987	0.992		
広島	1.002	0.972	0.995	1.119	
山口	0.990	0.993	0.980	0.866	
徳島	0.999	0.939	0.997		
香川	0.998	0.872	0.986		
愛媛	0.999	0.964	0.992		
高知	0.984	0.965	0.978		
福岡	0.997	0.978	0.979	1.311	
佐賀	0.986	0.744	0.937	0.886	
長崎	0.987	0.958	0.968	0.901	
熊本	0.988	0.952	0.976	0.638	
大分	0.989	0.951	0.975		
宮崎	0.989	0.948	0.973		
鹿児島	0.980	0.947	0.969		
沖縄	0.960	0.897	0.967	1.014	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年度分の普通交付税から適用する。

○総務省令第六十四号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「1.0145261」を「1.1213839」と改め、同条第五項中「1.0144892」を「1.1214028」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十六年度分の地方特例交付金から適用する。

○総務省令第六十五号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「から同法附則第六条の三第一項第一号に掲げる額を控除した額」を削り、「合算した数」の下に「（ただし、当該数が二・六〇三六を超える場合は、二・六〇三六とする。）」を加え、「〇・三一三一」を「〇・二八七一」に、「〇・九八八七六五」を「〇・九九七九三三八」に改め、同号中ホを削り、ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　平成二十五年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第一条第一項第二号中「合算した数」の下に「（ただし、政令市にあつては、当該数が三・七四三〇を超える場合は、三・七四三〇とし、その他の市町村にあつては、当該数が三・七四一一を超える場合は、三・七四一一とする。）」を加え、「〇・二三六九」を「〇・二二七四」に、「〇・九八四五六一九」を「一・〇〇七〇三一四」に改め、同条第二項中「三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円」を「三兆四千百一億千七百二十九万八千円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　二兆千八百五十億五千九十五万二千円と各市町村について第一条第一項第二号の規定により算定した額（合併市町村（普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下同じ。）にあつては当該合併市町村に係る合併関係市町村（普通交付税省令第四十八条第一項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）ごとに第二条の規定によつて算定した額を合算した額（合併市町村のうち当該合併市町村の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下「財源不足額」という。）が当該合併市町村に係る合併関係市町村ごとの財源不足額の合算額を超えるものにあつては当該合併市町村について第一条第一項第二号の規定により算定した額）を、合併市町村以外の市町村にあつては当該市町村について第一条第一項第二号の規定によつて算定した額をいう。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を同号の規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。